

## 大垣市広報紙広告掲載実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、大垣市有料広告掲載取扱要綱（平成19年告示第99号。以下「要綱」という。）に基づき、大垣市（以下「市」という。）が作成する広報おおがき（以下「広報」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載位置等)

第2条 広告の掲載位置は、次のとおりとする。

- (1) 掲載紙面 毎月1日号又は15日号
- (2) 掲載位置 12面の最下段
- (3) 掲載枠数 1号につき4枠

### (広告の規格)

第3条 掲載する広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦59ミリメートル
  - (2) 横116ミリメートル
  - (3) カラー刷り
- 2 広告の掲載は、1広告主について1月間につき1枠とする。ただし、掲載枠に空きがある場合は、この限りではない。
- 3 前項において、1広告主で1号につき2枠以上の広告を掲載するときは、隣り合う枠を1つの広告として使用することができる。

### (広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、次のいずれかとする。

- (1) 5月から7月までの3月間
  - (2) 8月から10月までの3月間
  - (3) 11月から1月までの3月間
  - (4) 2月から4月までの3月間
  - (5) 5月から10月までの6月間
  - (6) 11月から4月までの6月間
- 2 前項の規定にかかわらず、広告掲載枠に空きが生じたことにより、前項の掲載期間の途中から広告の掲載を行う場合の掲載期間は、当該掲載の日から同日以後の最初の7月、10月、1月又は4月のいずれか早い月までとする。

### (募集)

第5条 広告掲載の募集は、市ホームページ及び広報にて行うものとする。

- 2 広告掲載枠に空きが生じた場合等の広告掲載の募集は、必要に応じて市ホームページ及び広報にて行うものとする。

(申込み)

第6条 広報に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、大垣市広報紙広告掲載申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、掲載を希望する月の2月前(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)までに市長に提出しなければならない。

(1) 広告原稿

(2) 次に掲げる区分に応じた市町村税(特別区税を含む。)完納証明書(申込みの日前3月以内に発行されたものに限る。)

ア 大垣市に納税がある場合 市が発行するもの

イ 大垣市に納税がない場合 本社等所在地の自治体が発行するもの

(3) 法人登記事項証明書(申込みの日前3月以内に発行されたものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、以前に掲載決定を受けたことのある申込者で、提出した前項第3号に掲げる書類の内容に変更がない場合は、その書類の添付を省略することができる。

3 広告原稿は、デジタルデータ(EPS形式、DCS形式、TIFF形式、BMP形式又はJPEG形式)又は印刷物で提出する。

(広告の審査及び決定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があった場合は、要綱第10条に定める広告選定委員会の審査を経て掲載の可否を決定し、大垣市広報紙広告掲載決定通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、掲載期間が3月間の場合は、1号1枠につき月額35,000円とし、掲載期間が6月間の場合は、1号1枠につき月額30,000円とする。

(広告内容の調整)

第9条 掲載できる広告は、要綱第3条の定めによるほか、広報のイメージを損なうことのないよう広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)と調整した内容又はデザインとする。

2 広告原稿にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権又は肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

3 割引券、引換券その他これに類するものは、掲載しない。

(広報との区別)

第10条 読者が、広報の記事の一部であるかのように混同するおそれがある表現又は市の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止する。

(広告内容の変更)

第11条 広告主は、広告の内容、デザイン等を変更する場合は、変更しようとする号の10日前(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に

最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)までに新たな広告原稿を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広告掲載決定後、自己の都合により広報への広告掲載を取り下げる場合は、大垣市広報紙広告掲載取下申出書(第3号様式)により、市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、災害その他市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(市ホームページへの掲載)

第14条 市ホームページで公開している広報への広告掲載は行わない。

(その他)

第15条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。